海幕装需第６２５号
令和５年６月１５日

各部隊の長
各機関の長　殿

海上幕僚監部装備計画部長
（公印省略）

日米物品役務相互提供の実施に関する税法に係る手続について（通知）

標記について、別添によるほか、下記のとおりとされたので通知する。
なお、日米物品役務相互提供の実施に関する税法に係る手続について（通知）（海幕装需第１２８６号。２５．１．３１）は廃止する。

記

１　幕僚長の指定する者が行う税法に係る手続き
（１）実施権者
日米物品役務相互提供の実施に関する訓令の運用について（通達）（防経装第６６０号。２５．１．２２。以下「通達」という。）に定める国税に係る所掌の手続のうち、官署支出官が行う手続を除く手続
（２）官署支出官
別添の通貨償還により決裁を行うこととなった場合の手続
２　通達に定める地方税法に係る所要の手続
指定された航空機、船舶、車両その他に使用する燃料（免税）を米軍に提供し、通貨償還による決済を行う場合に必要となるものであるが、同軽油の米軍への提供は、通貨償還によらず、当該物品又は同種、同等及び同量の物品の返還による決済とし、地方税法に係る手続は原則として実施しないものとする。

文書管理情報					
文書管理者	：海幕装備需品課長		開示	部分開示	不開示
一元的な管理に責任を有する者	：	作成時	○		
分類	：後方計画 物品役務相互提供（ＡＣＳＡ）	区分：　１　２　３　４　５　６			
作成年月日	：２０２３．５．３１	理由：			
取得年月日	：				
保存期間	：３０年				
保存期間の満了する日	：２０５４．３．３１				
本紙を含め	：２枚１部				
配布先	：~~個所~~				

２」

関連文書：１　防経装第６６０号（２５．１．２２）
　　　　　２　海幕装需第１２８５号（２５．１．３１）
添付書類：装装制第３９４号（２７．１０．１）
写送付先：部内全般

装装制第３９４号
２７．１０．１
一部改正　装装制第４６７９号
令和２年３月２７日

各　幕　僚　長 殿

防衛装備庁長官
（公印省略）

日米物品役務相互提供の実施に関する関税臨時特例法及び所得税臨時特例法に係る手続について（通知）

日米物品役務相互提供の実施に関する訓令の運用について（防経装第６６０号。２５．１．２２）第５第３項第１号イに定める手続について、下記のとおり定められたので通知する。

記

第１　日米物品役務相互提供の実施に際し、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和２７年法律第１１２号。以下「関税臨時特例法」という。）第６条及び第７条の規定に基づき関税及び内国消費税が免除された物品（以下「関税等免除物品」という。）の提供をアメリカ合衆国軍隊（以下「米軍」という。）から受けた場合の納税手続

日米物品役務相互提供の実施に際し、日本国内において米軍から提供を受けた関税等免除物品について、通貨償還により決済を行うこととなった場合には、以下のとおり納税手続をとるものとする。

１　日米物品役務相互提供の実施に関する訓令（平成２５年防衛省訓令第２号）第４７条に規定する幕僚長又はその指定する者（以下「幕僚長又はその指定する者」という。）は、日本国内において米軍から提供を受けた関税等免除物品について、通貨償還により決済を行うこととなった場合には、当該関税等免除物品について関税法（昭和２９年法律第６１号）第６７条に規定する許可を得るため、直ちにアメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令（昭和３３年大蔵省令第１９号）第２項に規定する輸入（譲受）申告書（以下「輸入（譲受）申告書」という。）を作成し、日本国内において関税等免除物品の提供を受けた場所（自衛隊の艦船が洋上で関税等免除物品の提供を受けた場合には、当該艦船の帰港地）を所轄する税関官署の長（以下「所轄税関官署の長」という。）に送付するものとする。

２　幕僚長又はその指定する者は、前項において送付した申告書について、所轄税関官署の長から納税告知書の送付を受けた場合には、納付手続を行うものとする。

３　前項の納付手続は、通貨償還を行う前に完了するものとする。

４　幕僚長又はその指定する者は、第２項の納付手続が完了した場合には、当該納付手続が完了した旨の領収証書を所轄税関官署の長に送付するものとする。

第２　日米物品役務相互提供の実施に際し、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和２７年法律第１１１号。以下「所得税臨時特例法」という。）第７条の規定に基づき消費税が免除されている物品（以下「消費税免除物品」という。）の提供を米軍から受けた場合の納税手続

日米物品役務相互提供の実施に際し、日本国内において米軍から提供を受けた消費税免除物品について、通貨償還により決済を行うこととなった場合には、以下のとおり納税手続を行うものとする。

１　幕僚長又はその指定する者は、日本国内において米軍から提供を受けた消費税免除物品について、通貨償還により決済を行うこととなった場合には、当該消費税免除物品について所得税臨時特例法第１１条第１項ただし書に規定する承認を得るため、直ちに日米物品役務相互提供協定により米軍から譲受けた旨の申請書を作成し、防衛装備庁装備政策部装備政策課長に送付するものとする。この場合において、当該申請書のあて先は、当該消費税免除物品の所在地の所轄税務署の長とする。

２　防衛装備庁装備政策部装備政策課長は、前項の申請書の送付を受けた場合には、直ちに当該申請書を国税庁課税部消費税室長に送付するものとする。

３　防衛装備庁装備政策部装備政策課長は、前項の規定により送付した申請書について、国税庁課税部消費税室長から所轄税務署長の承認を受けた旨の通知の送付を受けた場合には、直ちに幕僚長又はその指定する者に送付するものとする。

４　幕僚長又はその指定する者は、前項の通知の送付を受けた場合には、納付手続を行うものとする。

５　前項の納付手続は、通貨償還を行う前に完了するものとする。

第３　日本国内において米軍から提供を受けた物品の実績報告等

１　幕僚監部担当課室長は、日本国内において米軍から提供を受けた物品の実績について、当該物品の品名、数量、決済区分、償還価格その他必要な事項を四半期毎にとりまとめ、速やかに防衛装備庁装備政策部装備政策課長に通知するものとする。

２　防衛装備庁装備政策部装備政策課長は、前項の通知を受けた場合には、当該通知のうち関税等免除物品について、その品名、数量、決済区分及び償還価格をとりまとめ、速やかに財務省関税局業務課長に通知するものとする。